

第 百 四 十 八 号 議 案

江戸川区長及び副区長の給料等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年十一月二十七日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区長及び副区長の給料等に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区長及び副区長の給料等に関する条例（昭和二十六年四月江戸川区条例

第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「百分の百九十四」を「百分の百九十六・五」に、「百分の百

七十八・五」を「百分の百八十六」に改める。

別表（一）区長の項中「一、一五八、七〇〇円」を「一、二〇〇、四〇〇円」に改  
め、同表副区長の項中「九〇五、五〇〇円」を「九四六、八〇〇円」に改める。

付 則

この条例は、令和八年一月一日から施行する。

（説明）

江戸川区特別職報酬等審議会の答申に基づき、区長及び副区長の給料の月額及び  
期末手当の年間支給月数を引き上げる必要があるもので、本案を提出いたします。